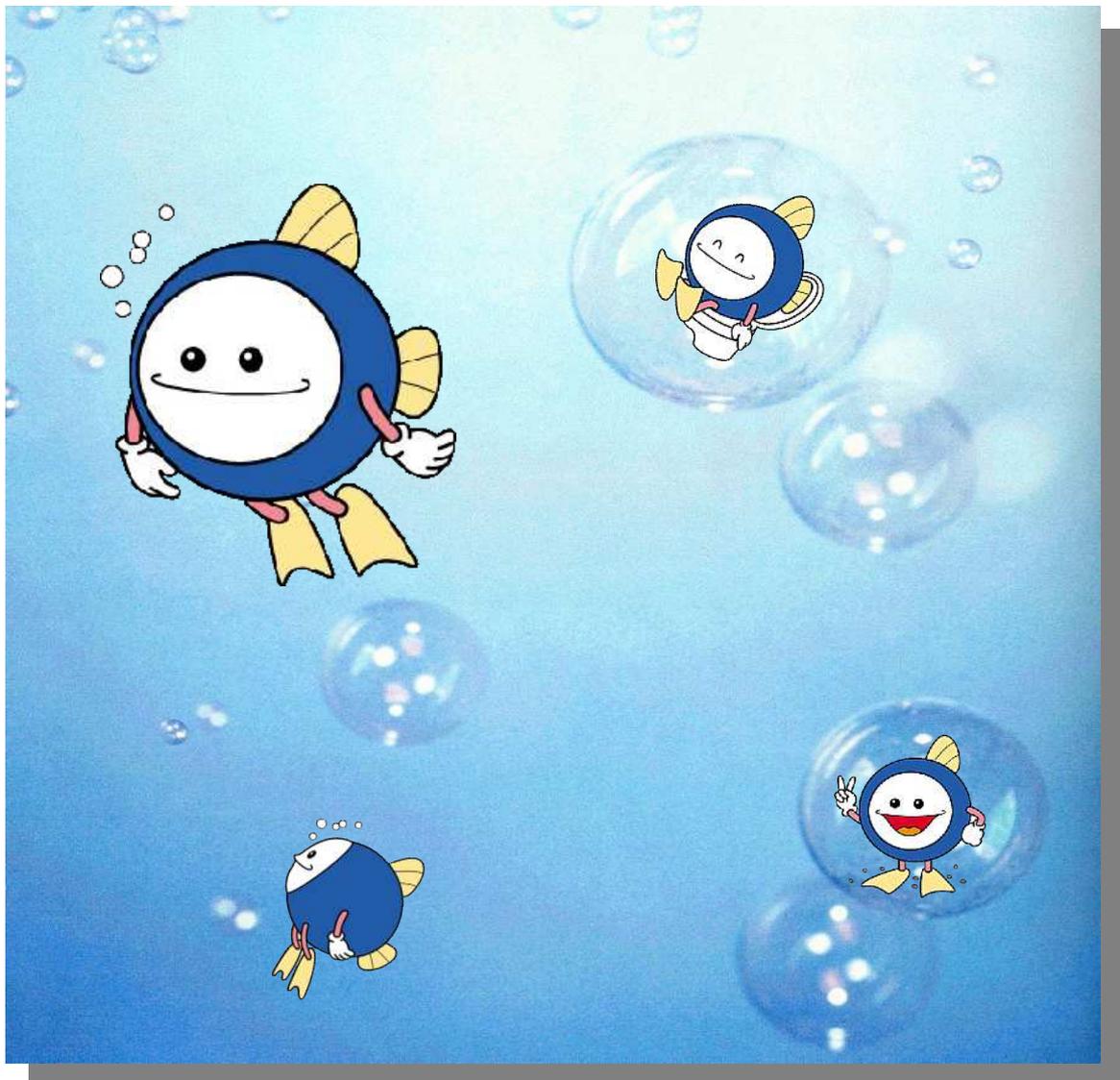


# 水洗化のしおり

～きれいな水を次の世代へ～

【早来処理区・安平処理区】



# はじめに

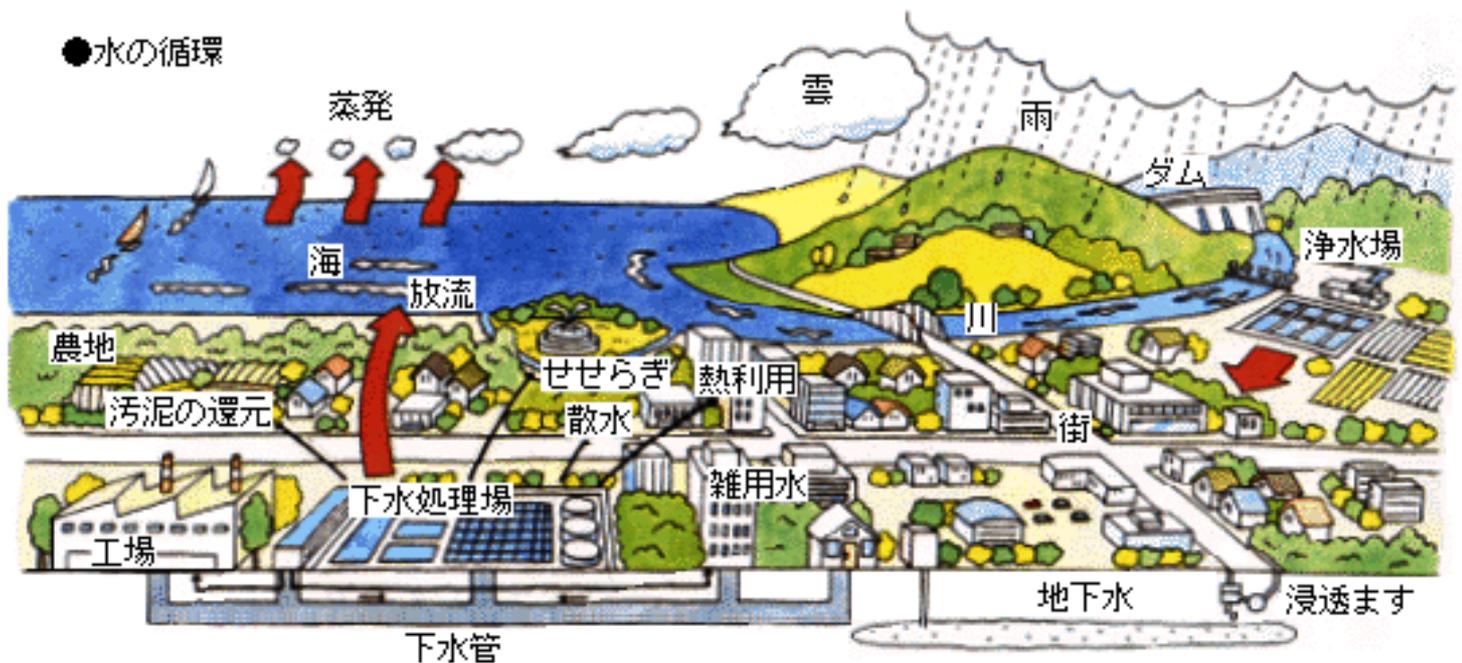
水は、地球上に生息する生命になくてはならない大切なものです。

水は、蒸発して雲となり、雲は雨に、雨は川にそそぎ込み、湖そして海へ流れ再び雲になります。また、雨の一部は地下に浸透し、大切な植物を育てます。この様に水は循環しています。

川はもともと自浄作用を持っていますが、近年、社会生活の変化で河川・湖沼が汚染され、川は自然の浄化作用ではなかなか回復出来なくなりました。私たちが使って汚した水はきれいにして川へもどさなければなりません。

下水道は、汚れた水を集め、きれいな水にしてから川にもどします。

下水道は、自然環境を守り私たちの生活を快適にする大切な施設です。



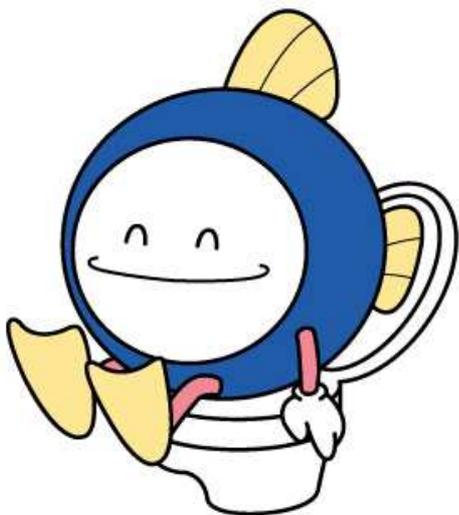
## 目次

●はじめに	1	改造資金貸付制度について	7
●下水道ができると	2	補助金と改造資金貸付の手続きの流れ	8
●排水設備と水洗トイレの改造について	3	●受益者負担金について	9
排水設備とは?	3	受益者負担金とは	9
水洗トイレの改造はどうするの?	3	受益者負担金はいくら?	9
浄化槽が設置されている場合はどうなるの?	4	徴収猶予と減免について	10
工事はいつまでに?	4	納める方法は?	11
工事費はいくらくらいかかるの?	4	●下水道使用料について	12
工事の申込みは指定工事店へ	5	下水道使用料とは	12
●改造資金の助成制度について	6	汚水量の決め方	12
補助金制度と改造資金貸付制度について	6	下水道使用料金はいくらになるの?	12
補助金制度について	6	支払い方法は?	13
		●下水道を使うときの注意	14

## 下水道ができると・・・

### ●水洗トイレが使えるようになります。

- トイレが寒気の影響を受けにくくなり老人、子供に安心です。
- 便槽に落ちる心配がないので幼児にも安心です。
- トイレの掃除が簡単になり、いつも清潔です。



### ●川や海をきれいにします。

- 汚れた水を処理し、元のきれいな水に戻します。川や海の美しい水辺がよみがえります。



### ●ハエや蚊のいない町になります。

- これまでたれ流していた汚水はハエや蚊の絶好の繁殖場となっていました。汚水を集めることにより、さまざまな病気の原因ともなっていた害虫は激減します。



### ●浄化槽から下水道へ・・・

- 現在使用されている単独浄化槽や合併浄化槽は適正な維持管理をしないと、その機能もはたされません。下水道ができると、浄化槽なしで直接、水洗トイレの水と生活雑排水を下水道管へ排出することができ、日常生活の維持管理から解放されます。

長い間ご苦労様





## 浄化槽が設置されている場合はどうなるの？

現在設置されている便器については、そのまま使用が可能と思われますが、指定工事店と相談して決めることになります。また、浄化槽（単独・合併）はくみ取り便所と同様に、まず浄化槽内の汚泥をくみ取り、消毒します。基本的に全てを取り壊し排水管を公共マスに接続します。  
※浄化槽の上部を切断し、下部を砂で埋め戻してもかまいません。

## 工事はいつまでに？

町が下水道管を道路内に設置し、処理区域として公示された日から、

- 排水設備（流し・風呂などの雑排水）は・・・遅滞なく
- 便所の水洗化は排水設備と同じく・・・3年以内に

設備を完了することが義務づけられています。通常は排水設備とトイレの水洗化工事を同時に行うケースが多いようです。また、この期間内に工事を行いますと、有利な補助金や貸付が受けられます。



## 工事費はいくらくらいかかるの？

工事費は、その家の構造や改造の方法、その他水洗便器の種類によって異なりますので、指定工事店によく相談してみてください。

他の町村の実績によりますと標準的な工事費は、次のとおりです。  
(標準的な工事とは、便器では大小兼用便器1基をつける場合のことです。)

水洗トイレと排水設備工事の標準的な工事費は・・・  
およそ65万円です。

- 排水設備工事 約22万円
  - ・雑排水や水洗トイレの屋外排水管 約25m
- 水洗化工事 約43万円
  - ・給水装置（給水管・水抜栓）
  - ・室内改造（床・壁などの改造）
  - ・便槽処理（便槽処理および復旧）
  - ・電気設備（コンセント取付）
  - ・衛生設備（便器・便座）



## 工事の申込は指定工事店へ

水洗トイレ・排水設備の工事は、適正な工事の施工を確保するため、排水設備業者として町の指定を受けたものでなければ、施工することができません。

### ①「指定工事店」に直接申込みをします。



指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから便器の種類、施工方法、費用、支払い条件などを十分に打合わせして、工事契約をします。

### ②「指定工事店」は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。



書類の作成、提出は指定工事店が代行します。補助金または貸付金の申請書も同時に提出します。

### ③「指定工事店」は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。



審査に合格し、確認を受けた後でなければ、工事に着工できません。審査、完了検査手数料3,000円がかかります。

### ④「指定工事店」は工事に着工します。

工事はトイレ、台所、浴室などの排水口から、公共マスまでの間の排水管や接続マスの新設します。既設便槽内のくみ取りの依頼は指定工事店と相談して行ってください。便槽は清掃、消毒したあと土砂で埋めます。水洗トイレの便器と給水タンクを据え付け、給水管の配管を行います。必要に応じてトイレの床や壁などの断熱工事と、保温のためのコンセントの取付工事を行います。



### ⑤工事が終了したら、工事完成届を町に提出します。



### ⑥町は工事完成届により完成検査をします。検査に合格すると検査済証を交付します。



完成検査のとき、工事の手直しをさせていただくことがあります。

完成検査は申請したとおりに排水設備工事が行われたかどうかを調べるものです。

### ⑦申請者（依頼者）は、使用開始届を町に提出し、使用できるようになります。



工事不良が原因で発生した故障は、施工した指定工事店が責任をもって修理します。

# 改造資金の助成制度について

## 補助金制度と改造資金貸付制度について

下水道を一日でも早く利用していただくため、水洗化等改造工事に対し、改造資金の補助、改造資金の貸付（無利子）を行っていますので、ご利用ください。

### 補助金制度について

自己資金で改造された方に補助金を交付する制度で、時期や内容により補助金額が変わります。

①くみ取り便所を水洗便所の改造と排水設備工事を同時施工の場合（1戸につき2基まで）

供用開始の日から <b>1年以内</b> に 工事を行った場合	<b>便器1基につき 5万円</b> 【便器2基の場合 10万円】
供用開始の日から <b>1年を超え2年以内</b> に 工事を行った場合	<b>便器1基につき 3万円</b> 【便器2基の場合 6万円】
供用開始の日から <b>2年を超え3年以内</b> に 工事を行った場合	<b>便器1基につき 1万円</b> 【便器2基の場合 2万円】

※1 補助金は1戸につき便器2基までです。

※2 1戸とは独立した家屋、アパート等の各世帯をいいます。

※3 便器1基とは、『大便器1個と小便器1個』または『大小兼用便器1個』をそれぞれ“便器1基”といいます。

②浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事（1戸につき1件まで）

供用開始の日から <b>1年以内</b> に工事を行った場合	<b>浄化槽1基につき 1万5千円</b>
--------------------------------	-----------------------

③私道に共同で排水設備を設ける工事

供用開始の日から <b>3年以内</b> に工事を行った場合	<b>町長が認めた額</b>
--------------------------------	----------------

- 町の“改造資金貸付”を受ける場合は対象になりません。
- 新築住宅、官公庁が所有する建物は対象になりません。
- 法人及び団体で住居の用に供する建物以外は対象になりません。
- 町税および受益者負担金を滞納している方は対象になりません。

**注意！**

## 改造資金貸付制度について

既設のくみ取り便所を水洗化改造される方、または排水設備を改造される方を対象として、改造工事に要する資金を町から委託された金融機関がお貸しする制度です。

種別	①既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事	②排水設備を設ける工事	①と②を同時に行う工事(水洗便所改造工事+排水設備工事)	既設の浄化槽を廃止し、排水設備を設ける工事
貸付金の限度額	便器1基につき 40万円以内 便器2基の場合 80万円以内	20万円以内	便器1基につき 60万円以内 便器2基の場合 100万円以内	15万円以内
返済期間	貸付の翌月から 40ヶ月以内 (便器2基の場合 でも40ヶ月以内)	貸付の翌月から 20ヶ月以内	貸付の翌月から 60ヶ月以内 (便器2基の場合 でも60ヶ月以内)	貸付の翌月から 15ヶ月以内
返済月額 及び回数	貸付額÷40回以内で最低返済月額は1万円(千円未満の端数が生じた場合は最初の償還月に加算する)	貸付額÷20回以内で最低返済月額は1万円(千円未満の端数が生じた場合は最初の償還月に加算する)	貸付額÷60回以内で最低返済月額は1万円(千円未満の端数が生じた場合は最初の償還月に加算する)	貸付額÷15回以内で最低返済月額は1万円(千円未満の端数が生じた場合は最初の償還月に加算する)
利息	供用開始の日から3年以内に上記工事を行った場合は、 <b>利息は町が負担いたします。この期間を過ぎると、利息がかかります。</b> なお、利息とは別に貸付に係る保証料及び手数料等は、個人負担においてお支払いいただきます。			
取扱金融機関	北海道銀行 / 郵便局 / とまこまい広域農業協同組合 早来支店 早来支店 早来支所 追分支店 追分支店 追分支店			

※1 融資は1戸につき便器2基までです。

※2 1戸とは独立した家屋、アパート等の各世帯をいいます。

※3 便器1基とは、『大便器1個と小便器1個』または『大小兼用便器1個』をそれぞれ“便器1基”といいます。

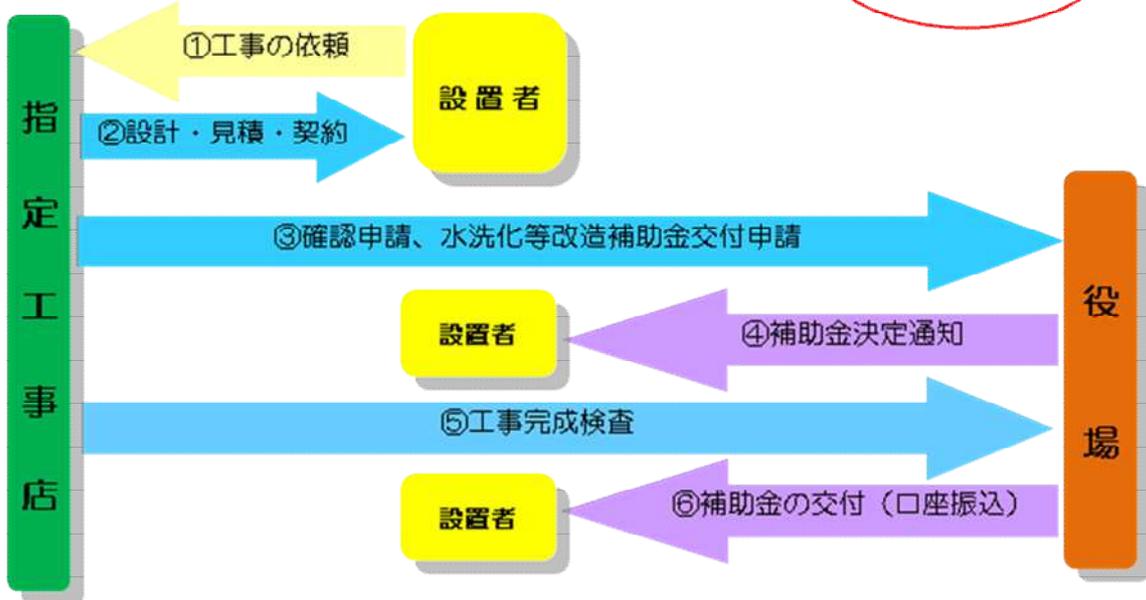
- 町の“改造資金の補助”を受ける場合は対象になりません。
- 町税、受益者負担金を滞納している場合は対象になりません。
- 町が指定した金融機関から、確実に返済できると認められた方。
- 新築住宅、官公庁が所有する建物は対象になりません。
- 法人及び団体で住居の用に供する建物以外は対象になりません。

**注意!**

# 補助金と改造資金貸付の手続きの流れ

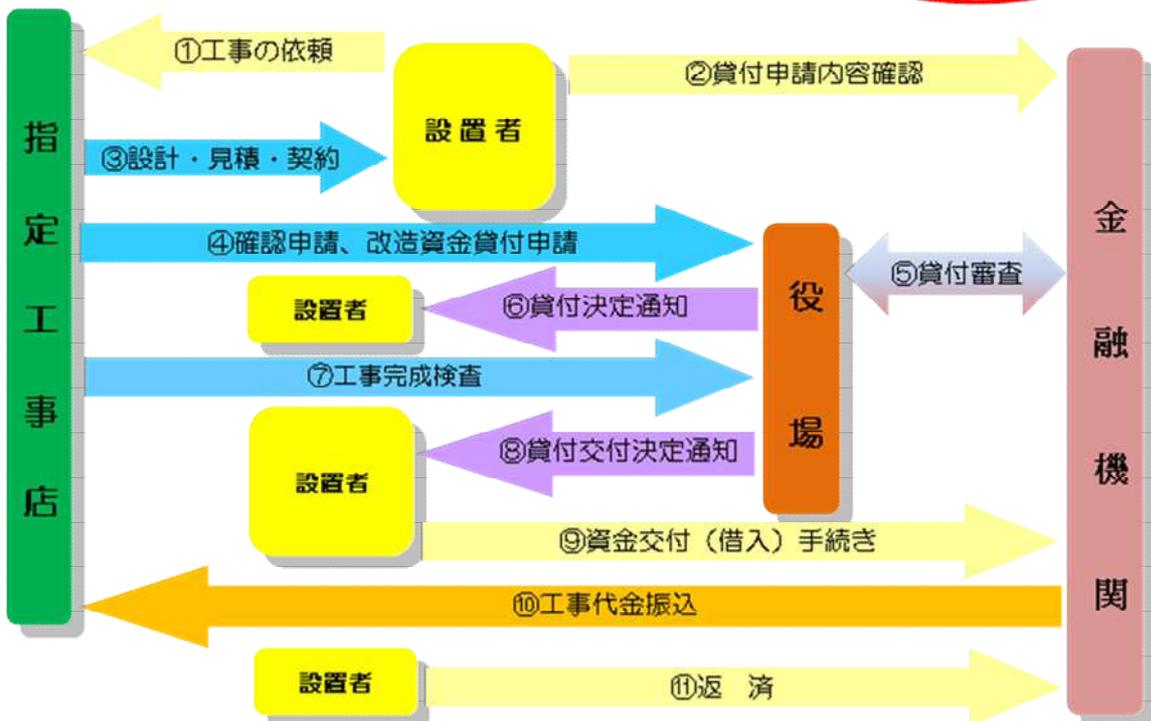
## 補助制度

補助金交付  
までの流れ



## 改造資金貸付制度

貸付を受ける  
までの流れ



# 受益者負担金について

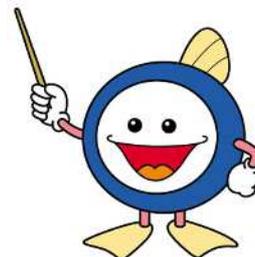
## 受益者負担金とは・・・

下水道の整備によって、その地域は便所が水洗化され、その他の汚水も衛生的に排除されるなど、下水道が未整備な地域と比べていちじるしく快適なものとなります。しかしこれらの便益を受ける方は、下水道の完備した地域の方々に限られます。下水道の建設費を税金だけでまかなうとすれば、下水道のない地域の方々との間に著しい不公平を招くこととなります。そこで下水道を整備することで便益を受ける方々に、下水道建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。



受益者負担金を納めていただく方は、原則として建物所有者です。

※『受益者』とは、下水道処理区域（下水道を利用できる区域）内に建物などを所有している方のことです。



## 受益者負担金はいくら？

受益者負担金の額は水道メーターの口径とその個数に応じて決まります。

水道メーター口径	金額
φ20ミリメートル以下	78,200円/個
φ25ミリメートル以下	136,000円/個
φ40ミリメートル以下	441,800円/個
φ50ミリメートル以下	772,600円/個
φ75ミリメートル以下	2,129,300円/個
φ100ミリメートル以下	4,371,300円/個

建物1棟に2個以上の水道メーターがついている場合は、減免措置があります。

詳しくはP10をご覧ください。

1

＜Aさんの場合＞

Aさん所有の建物は、住宅、物置、車庫で、水道メーターは住宅にφ13mmが1個ついている。



● 受益者負担金は78,200円です。

2

＜Bさんの場合＞

Bさんは、1棟4戸のアパートを所有していて水道メーターは、φ13mmが4個ついている。

＜減免額＞ $78,200 \text{円} \times 25\% = 19,550 \text{円}$   
 $= 19,500 \text{円}$   
 ＜負担金額＞  
 $78,200 \text{円} - 19,500 \text{円} = 58,700 \text{円}$   
 $58,700 \text{円} \times 4 \text{個} = 234,800 \text{円}$

● 受益者負担金は234,800円です。

3

＜Cさんの場合＞

Cさんは店舗併用住宅で、住宅にφ13mmが1個と店舗にφ25mmが1個ついている。

$78,200 \text{円} \times 1 \text{個} + 136,000 \text{円} \times 1 \text{個} = 214,200 \text{円}$

● 受益者負担金は214,200円です。

徴収猶予と減免について・・・

受益者のみなさんが所有する土地の状況などにより、一定の条件に当てはまる場合は軽減措置をとっています。これが徴収猶予と減免の制度です。

減 免

受益者負担金の減免を受けられる方

- ①生活保護法による生活扶助を受けている受益者 ..... **全額を免除**
  - ②1棟に2個以上の水道メーターが付いている建物所有者 ..... **25%を免除**
  - ③宅地開発等により下水道整備費が土地価格に含まれている土地を購入した受益者 ..... **全額を免除**
- ※水道課に確認して下さい。

徴収猶予

受益者負担金の徴収猶予を受けられる方

- ①受益者が所有する建物などが係争中であるとき ..... **解決するまでの期間**
- ②災害、盗難などにより負担金の納入が困難であるとき ..... **2年以内**
- ③その他特に町長が認めるとき ..... **町長が認定する期間**

注 意 ！

受益者負担金の減免・徴収猶予の申請を怠ると減免や猶予措置が受けられません。

## 納める方法は？

受益者負担金を納める方法として“分割納付”と“一括納付（前納）”があります。分割納付をされる場合は“5年分割・年4期”とし、通算20期で納めることとなります。納付方法は、年度ごとに納付書（4期分）をお送りしますので、指定金融機関等で納めていただきます。

年度 納期	～ 水道メーター口径がφ13mmの場合の分割納付例 ～				
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
第1期	4,100円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
第2期	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
第3期	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
第4期	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
年度合計	15,800円	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円

1年間に支払う額 78,200円 ÷ 5年（20回） = 3,910円

①初年度の第1期 4,100円

②初年度の第2期以降 3,900円

（100円未満の端数があるときは、初年度の第1期の負担金に加算する。）

### 【納付書でのお支払い方法】～口座振替は13ページを参照

下記の金融機関等でのお支払いが可能です。

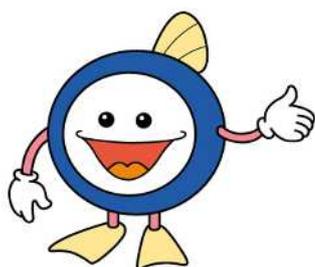
- ・安平町役場出納室（窓口）
- ・北海道銀行本支店及び役場派出所
- ・とまこまい広域農業協同組合本支所
- ・北洋銀行本支店
- ・苫小牧信用金庫本支店
- ・安平町内郵便局（専用振替用紙に書き換えて納付）
- ・その他の郵便局（事前に専用用紙が必要です）

※郵便局で通常の納付書は利用できませんのでご注意ください。

### 【納期】

- 第1期 7月16日から 7月31日まで
- 第2期 9月16日から 9月30日まで
- 第3期 11月16日から 11月30日まで
- 第4期 2月16日から 2月 末日まで

納期の末日が休日にあたる場合は、民法（明治29年法律第89号）第142条の規定により、その翌日をもって納期限とする。



# 下水道使用料について

## 下水道使用料とは・・・

公共下水道が完成し、下水道を使用しはじめると、流した汚水の量に応じて「下水道使用料」を納めていただきます。

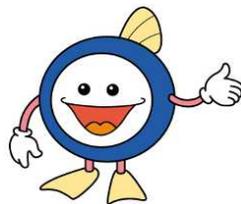
みなさんから納めていただいた使用料は、家庭や工場などから排出された汚水を、きれいな水に再生して河川に放流するための浄化センターの維持管理費の一部にあてられます。



## 汚水量の決め方

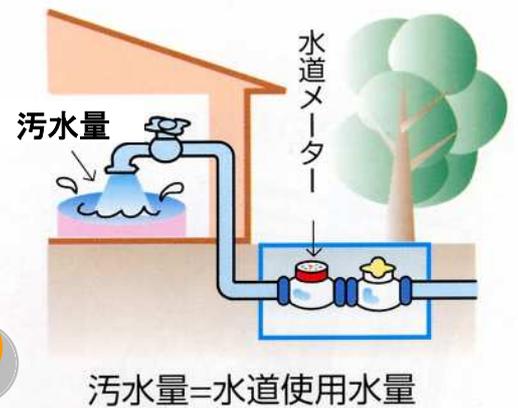
### 水道水を使用している場合

■水道水の使用水量を汚水量とします。



### 水道水以外（井戸水など）を使用している場合

■用途、世帯人数、使用の態様などを考慮して、町が汚水量を認定します。



## 下水道使用料金はいくらになるの？

計算例

下水道使用料金は、基本料金に、基本水量を超える場合はその超過料金を加えたものが1ヶ月当たりの額となります。

種別	区分	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 1立方メートル
		基本水量	基本料金	
一般用	6立方メートル		1,188円	198円
公衆浴場	80立方メートル		10,120円	126. <sup>5</sup> 円

※この料金は消費税込みのものです。

### 例1 当月の水道使用水量が5㎡の場合

< 基本料金 > 6㎡まで・・・1,188円

●下水道使用料 **1,180円** (10円未満切捨て)

### 例2 当月の水道使用量が19㎡の場合

< 基本料金 > 6㎡まで・・・1,188円

< 超過料金 > 13㎡×198円 = 2,574円

< 合計 > 3,762円

●下水道使用料 **3,760円** (10円未満切捨て)

# 支払い方法はどのような？



■納入方法・・・毎月、水道料金と同時に下水道使用料を納めていただきます。納入通知書によって、役場または取扱い金融機関に納めてください。口座振替も行っていますので、ご利用ください。

## 口座振替の手続き方法

## ◆下水道受益者負担金・下水道使用料金のお支払い方法◆

●納付書による窓口支払いと、便利な口座振替があります。

### 1 ■取扱い金融機関

- ・北海道銀行本支店
- ・JAとまこまい広域本支所
- ・郵便局

### 2



印鑑・預金通帳・水道・下水道の納付書を金融機関まで持参して下さい。

### 3



②のものをもって「口座振替依頼書」(金融機関にあります)に必要事項を記入して申し込んで下さい。

## ● 下水道使用料金早見表 ●

※この料金は消費税込みのものです。

汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)										
0-6	1,180	14	2,770	22	4,350	30	5,940	38	7,520	46	9,100
7	1,380	15	2,970	23	4,550	31	6,130	39	7,720	47	9,300
8	1,580	16	3,160	24	4,750	32	6,330	40	7,920	48	9,500
9	1,780	17	3,360	25	4,950	33	6,530	41	8,110	49	9,700
10	1,980	18	3,560	26	5,140	34	6,730	42	8,310	50	9,900
11	2,170	19	3,760	27	5,340	35	6,930	43	8,510	-	-
12	2,370	20	3,960	28	5,540	36	7,120	44	8,710	-	-
13	2,570	21	4,150	29	5,740	37	7,320	45	8,910	-	-

## これだけは守ってください！

下水道ができたからといって、何でも下水道管に流して良いというわけではありません。下水道は、自然や生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道の施設は、大部分が地下にあります。それだけに詰まったときの修理は大変です。詰まると汚水の流れを妨げ、台所やトイレが水浸しになることがあります。下水道を使う一人ひとりがルールを守って、上手に使うことを心がけましょう。

### 台所では



- 野菜くずやご飯の残り、廃油、天ぷら油やサラダ油を流さないこと。
- 食品くず処理装置(デスポーザー)は使用しないでください。  
※処理装置については、役場に相談ください。

### 水洗トイレでは

- トイレットペーパー以外の紙、生理用品、ゴム類、布などを流さないこと。



下水道は  
正しく  
使いましょう

### 有害物質は流さない



- 水銀・殺虫剤・農薬など、有害な物質は決して流さないでください。浄化センターでは微生物の働きにより、水をきれいにしているため、水処理も困難になります。

### 洗剤は天然のものを



※工場や事務所などの排水には下水道管を傷めたり、浄化センターで処理できない水などを含んでいることがあります。これらの排水は除外施設を設置し決められた水質にしてから下水道へ排水していただくことになります。

- いずれも、「つまり」の原因になります。
- もし詰まった場合は、個人負担で直していただくことになりますので、十分注意してください。

# 指 定 店 一 覧 表

## ◆排水設備工事の申込みは、町の指定工事店へ

安平町では、適切な排水設備工事が施工されるように、資格を持つ業者を指定しています。工事は、安平町が指定した「指定工事店」以外のところでは行うことができません。

豊かな明日のための下水道工事が現在進行中です。工事は一時的に交通事情を悪くしたり、皆さまにご迷惑をおかけしていることと思いますが、できるだけ細心の注意を払って進めてまいります。安平町がより清潔で快適な文化の町に生まれ変わりつつある胎動の音です。ご理解とご協力をお願いいたします。

下水道についてのご相談、お問い合わせは

安平町役場水道課 TEL0145-22-2730（直通）

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地（早来総合庁舎）